

第 32 期

事業報告書

(平成15年4月1日から
平成16年3月31日まで)

株式会社 **ワユ**

営業報告書

(平成15年4月1日から)
(平成16年3月31日まで)

営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国の経済は、企業収益の改善が続
き、民間設備投資の増加、株価の回復と一部には景気
回復の兆しが見られたものの、個人消費は依然として
はっきりした回復傾向を示さず、不透明感が強く、厳
しい環境の中で推移いたしました。

新車販売業界におきましては、平成15年度の新車登
録台数は、軽自動車が前年度に対し3万2,951台増の
185万7,699台(前期比1.8%増)と3年連続の減少か
ら増加に転じたものの、軽自動車を除く登録車の販売
台数は、前年度に対し1万4,149台減の402万9,315台
(同0.3%減)と再びマイナスに転じました。また、平
成15年度の外国メーカー車の輸入車登録車新車台数は、
前年度に対し、1万3,587台減の24万5,732台(前期比
5.2%減)となり、日本メーカーの海外生産車を含め
た輸入車登録車新車販売台数は、前年度に対し、63台
増の27万9,444台(同0.0%増)で前年と同水準にて推
移いたしました。

中古車販売業界におきましては、平成15年度の登録
台数は、前年同期に対し、7,859台減の535万3,521台
(前期比0.1%減)と厳しい状況が続いております。

このような状況下、当社グループといたしましては、
平成15年7月に、連結子会社であります株式会社シュ
テルン世田谷に日本最大のショールームを持つ「シュ
テルンあざみ野(横浜市青葉区)」を開設いたしました。
これによりメルセデス・ベンツの販売拠点は、7
拠点となりました。

既存店の活性化策としては、当社本社営業所内にお
いて欧州中古車の取扱いを開始いたしました。今後ま
すます多様化するお客様の国産車の枠にとらわれない
ニーズに対応するために、取扱い車種の充実を図って
まいります。また、その他の拠点においては、順次各

拠点のリニューアルを行っていき魅力ある店舗作りを行ってまいります。当期においては相模原西営業所のリニューアルを行い、お客様にとってゆっくりとくつろいでいただけるような雰囲気に変えていく事により、さらなる増販に結び付けてまいりました。

販売戦略につきましては、お客様へのアンケートはがき等のご意見をもとに、今後の顧客満足度を上げるために全社を挙げて取組み、既存店の見直し、接客サービスの向上を図り、営業力の強化に努めてまいります。

「お客様の囲い込み及び定着化」といたしましては、提携先からの見込み客紹介制度は、自動車教習所25校、12企業、10団体、6大学（学割）と提携先及び紹介件数も確実に増加しております。さらに、当社会員専用コールセンターを設置した24時間365日対応のロードサービス付会員証（ケーユーメンバーズカード）の会員数は順調に増えております。会員からの来電ごとにコールセンターから販売店及び本部に情報が送信されるため、お客様の事故や故障の状況を随時把握ができ、当社サービス工場入庫促進、車両代替等、お客様の定着化に繋げております。

さらに、販売車両の基本保証充実と中古車販売業界においてはトップクラスの延長保証（1年保証・2年保証）の導入を開始いたしました。保証内容といたしましては、メーカー系ディーラーの保証内容と比較しても決して劣るものではなく、むしろそれ以上と認識しております。

販売戦略といたしましては、メーカー系ディーラーである神奈川トヨタ自動車株式会社との中古車合同フェアを、継続的に行ってまいりました。平成15年9月には、神奈川トヨタ自動車株式会社の中古車拠点「JOY PARK さがみはら（神奈川県相模原市）」にて、平成15年11月には当社秦野営業所にて、平成16年2月には、当社戸塚・横須賀営業所におきまして中古車合同フェアを行いました。同フェアは、同じ展示場内でお互いの会社の在庫車両を売り合うスクランブル販売方式で行うため、当社の商品車の品質の高さを証明す

るフェアでもあり、メーカー系のディーラーにとっては自社ブランドに偏らない商品構成が可能になり、品質・集客力・信用度・品揃え等のシナジー効果を最大限に引き出す事ができ、お客様からも好評をいただいております。

以上の結果、当期の業績は、四輪販売台数は19,366台（前期比5.7%増）、売上高は、223億45百万円（同7.2%増）となりました。経常利益は15億61百万円（同12.4%増）、当期純利益は8億7百万円（前期は3億53百万円の損失）となりました。

(2) 販売の状況

(単位：千円)

| 期別 商品別 | | 第 31 期 (平成15年3月期) | | | 第 32 期 (平成16年3月期) | | | 売上高 増減率 |
|-------------|-----|----------------------|------------|--------|----------------------|------------|--------|------------|
| | | 台数 | 売上高 | 構成比 | 台数 | 売上高 | 構成比 | |
| 四 輪 車 | 新車 | 1,487台 | 2,711,598 | 13.0% | 1,736台 | 3,247,422 | 14.5% | 19.8% |
| | 中古車 | 16,828台 | 15,131,120 | 72.6% | 17,630台 | 16,082,285 | 72.0% | 6.3% |
| | 小計 | 18,315台 | 17,842,718 | 85.6% | 19,366台 | 19,329,708 | 86.5% | 8.3% |
| 二 輪 車 | 新車 | 630台 | 508,489 | 2.4% | 756台 | 489,312 | 2.2% | 3.8% |
| | 中古車 | 760台 | 254,761 | 1.2% | 814台 | 251,363 | 1.1% | 1.3% |
| | 小計 | 1,390台 | 763,251 | 3.6% | 1,570台 | 740,676 | 3.3% | 3.0% |
| 修理売上高 | | | 911,914 | 4.4% | | 914,139 | 4.1% | 0.2% |
| 手数料収入 | | | 1,324,872 | 6.4% | | 1,360,769 | 6.1% | 2.7% |
| 合 計 | | | 20,842,756 | 100.0% | | 22,345,293 | 100.0% | 7.2% |

(3) 会社が対処すべき課題

自動車販売業界を取り巻く環境は、今後も一層厳しい状況が続くものと予想されます。中古車という商品は一物一価であり、それぞれ品質も違います。昨今の企業不信に繋がる不当表示事件などコンプライアンス問題を踏まえ、これまでどおりお客様に対して、偽りのない商品をご提供するために、仕入部門の強化を図り、競争優位な店舗網と収益性の高いコスト構造を追求してまいります。また、消費者の動向を見据え、お客様の探している車が一定の品質を満たし、欲しい時により安くご提供でき、あわせて利益確保できるよう、売上の確保と収益力の向上に注力してまいります。

株主の皆様におかれましても、より一層のご理解ならびにご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資の状況

当期中において実施いたしました設備投資の総額は、220百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・ 当期中に完成した主要設備
シュテルンあざみ野支店
事務所及び展示場の増設 451百万円

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

(単位：千円)

| 年度 区分 | 第 29 期 (平成13年3月期) | 第 30 期 (平成14年3月期) | 第 31 期 (平成15年3月期) | 第32期(当期) (平成16年3月期) |
|-------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 四輪車売上台数 | 17,057台 | 17,675台 | 18,315台 | 19,366台 |
| 二輪車売上台数 | 1,362台 | 1,381台 | 1,390台 | 1,570台 |
| 売 上 高 | 20,330,394 | 20,663,484 | 20,842,756 | 22,345,293 |
| 売 上 総 利 益 | 4,143,127 | 4,208,774 | 4,515,368 | 4,753,397 |
| 営 業 利 益 | 695,410 | 735,863 | 1,067,740 | 1,228,345 |
| 経 常 利 益 | 1,062,841 | 1,089,019 | 1,389,402 | 1,561,072 |
| 当期純利益又は 当期純損失() | 522,772 | 487,373 | 353,346 | 807,491 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() | 49円64銭 | 46円28銭 | 33円56銭 | 77円36銭 |
| 総 資 産 | 25,221,827 | 21,126,796 | 20,341,920 | 21,761,253 |
| 純資産(株主資本) | 18,594,593 | 18,918,098 | 18,381,317 | 19,200,321 |
| 1株当たり純資産 | 1,765円62銭 | 1,796円64銭 | 1,746円72銭 | 1,846円45銭 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(損失)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、自己株式を資本の控除項目としたことに伴い、第30期より、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して1株当たり当期純利益(損失)を算出し、期末の発行済株式総数から自己株式数を控除して1株当たり純資産を算出しております。
2. 第32期(当期)より改正後の商法施行規則に基づき、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」「1株当たり当期純利益」に表示を変更しております。
3. 第31期の売上総利益、営業利益及び経常利益の増加は、仕入コストの低減と提携先からの見込み客紹介制度による販売及び、メーカー系ディーラーとの中古車合同フェア等の相乗効果による増加によるものであります。
4. 第31期の当期純損失の計上の主な内容は、子会社の店舗網の拡充と収益基盤ならびに財務体質の強化のために株式会社シュテルン世田谷に固定資産を売却したこと等による固定資産売却損1,844,407千円によるものであります。
5. 第32期の状況につきましては、前記「(1)営業の経過及び成果」のとおりであります。

・ 会 社 の 概 況 (平成16年3月31日現在)

(1) 主要な事業内容

当社は、東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県を主要営業地域として、四輪自動車及び二輪自動車の販売、修理を主たる事業とし、それらに付帯する事業を展開しております。

(2) 主要な事業所

| 名 称 | 所 在 地 | 事 業 内 容 |
|-------------------|----------|---------------|
| 本 社 | 東京都町田市 | 本社部門・四輪車販売・修理 |
| 鶴 川 営 業 所 | 東京都町田市 | 四輪車販売・修理 |
| インポートカーケユー東名横浜店 | 東京都町田市 | 四輪車販売・修理 |
| 八 王 子 営 業 所 | 東京都八王子市 | 四輪車販売・修理 |
| 多 摩 営 業 所 | 東京都八王子市 | 四輪車販売・修理 |
| 東 大 和 営 業 所 | 東京都東大和市 | 四輪車販売・修理 |
| 相 模 原 営 業 所 | 神奈川県相模原市 | 四 輪 車 販 売 |
| 相 模 原 西 営 業 所 | 神奈川県相模原市 | 四輪車販売・修理 |
| 厚 木 営 業 所 | 神奈川県厚木市 | 四 輪 車 販 売 |
| 横 須 賀 営 業 所 | 神奈川県横須賀市 | 四輪車販売・修理 |
| 秦 野 営 業 所 | 神奈川県秦野市 | 四輪車販売・修理 |
| 戸 塚 営 業 所 | 横浜市戸塚区 | 四輪車販売・修理 |
| 千 葉 営 業 所 | 千葉市中央区 | 四輪車販売・修理 |
| インポートカーケユー千葉店 | 千葉市中央区 | 四 輪 車 販 売 |
| 久 喜 白 岡 営 業 所 | 埼玉県白岡町 | 四輪車販売・修理 |
| 南大谷 P D I センター | 東京都町田市 | 四輪車両集配所 |
| ライダーズショップケユー相模原店 | 神奈川県相模原市 | 二輪車販売・修理 |
| カ ー セ ブ ン 町 田 店 | 東京都町田市 | 四輪車販売・買取 |
| カーセブン環八田園調布店 | 東京都世田谷区 | 四輪車販売・買取 |
| カ ー セ ブ ン 鷓 野 森 店 | 神奈川県相模原市 | 四輪車販売・買取 |
| カ ー セ ブ ン 港 南 台 店 | 横浜市港南区 | 四輪車販売・買取 |
| カ ー セ ブ ン 平 塚 店 | 神奈川県平塚市 | 四輪車販売・買取 |

(3) 株式の状況

| | | |
|--------------|------|------------------------------|
| 会社が発行する株式の総数 | 普通株式 | 40,000,000株 (1単元の株式数100株) |
| 発行済株式の総数 | 普通株式 | 10,531,506株 |
| 株主数 | | 1,987名 |

(4) 大株主(上位10名)の状況

| 株主名 | 当社への出資状況 | | 当社の大株主への出資状況 | |
|----------------------|------------|-------|--------------|-------|
| | 持株数 | 議決権比率 | 持株数 | 議決権比率 |
| 有限会社ヤマサン | 2,971,222株 | 28.6% | 株 | % |
| エムエルピーエフ エスカストディー | 717,000株 | 6.9% | 株 | % |
| 井上盛行 | 676,514株 | 6.5% | 株 | % |
| 株式会社損害保険ジャパン | 525,800株 | 5.1% | 株 | % |
| 有限会社ダット | 522,522株 | 5.0% | 株 | % |
| 東京海上火災保険株式会社 | 515,800株 | 5.0% | 株 | % |
| 株式会社ジャックス | 500,050株 | 4.8% | 754,000株 | 0.5% |
| 日本興亜損害保険株式会社 | 345,120株 | 3.3% | 株 | % |
| 井上順子 | 321,176株 | 3.1% | 株 | % |
| 井上敏子 | 303,390株 | 2.9% | 株 | % |

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

| | |
|----------------|----------|
| 取得した株式 | |
| 普通株式 | 124,796株 |
| 取得価額の総額 | 92,476千円 |
| 処分した株式 | |
| 普通株式 | 株 |
| 処分価額の総額 | 千円 |
| 決算期末において保有する株式 | |
| 普通株式 | 132,986株 |

(6) 新株予約権の状況

発行決議の日

平成14年6月27日

発行した新株予約権の数

3,350個（新株予約権1個につき100株）

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 335,000株

新株予約権の発行価額

無償

権利行使時の1株当たり払込金額

834円

新株予約権の権利行使期間

平成16年7月1日から平成21年6月30日まで

行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。
2. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、4.に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
4. この他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

消却の事由と条件

1. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
2. 新株予約権者が権利行使をする前に、1.に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(7) 従業員の状況

| 区分 | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年令 | 平均勤続年数 |
|--------|------|--------|-------|--------|
| 男性 | 245名 | 7名増 | 31.7才 | 6.8年 |
| 女性 | 30名 | 2名増 | 26.8才 | 3.8年 |
| 合計又は平均 | 275名 | 9名増 | 31.2才 | 6.5年 |

(注) 従業員数には、子会社出向社員148名を含んでおりません。

(8) 企業結合の状況

重要な子会社の状況

当社の子会社は下記の2社であり、全て連結子会社であります。

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|----------------|-----------|----------|--------------------|
| 東名横浜クライスラー株式会社 | 30,000千円 | 100.0% | クライスラー・ジープ車の販売・修理業 |
| 株式会社シュテルン世田谷 | 355,000千円 | 100.0% | メルセデス・ベンツ車の販売・修理業 |

企業結合の成果

当年度の連結業績の概要は次のとおりであります。

| 区 分 | 年度 | 平成14年度 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで) | 平成15年度 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで) | 増 減 率 |
|---------------------|-------------|---|---|-------|
| | 売上高 | 32,306,807千円 | 35,816,523千円 | |
| 経常利益 | 1,892,194千円 | 2,042,212千円 | 7.9% | |
| 当期純利益又は 当期純損失() | 108,787千円 | 1,058,324千円 | % | |

(9) 取締役及び監査役の状況

| 役 職 名 | 氏 名 | 担当または主な職業 |
|---------------------|---------|--|
| 取締役会長兼社長 (代表取締役) | 井 上 恵 博 | 営業本部長 |
| 専務取締役 | 今 関 諭 志 | 営業副本部長兼経理部長 兼経営企画室長 |
| 専務取締役 | 井 上 久 尚 | 営業副本部長兼技術部長 |
| 取締役 | 井 上 勇 | 営業副本部長 |
| 取締役 | 相 澤 賢 二 | 株式会社ホンダクリオ 新神奈川代表取締役 株式会社ホンダ ベルノ大和取締役 |
| 常勤監査役 | 矢 部 迪 男 | |
| 監査役 | 細 野 泰 司 | |
| 監査役 | 細 野 保 | |
| 監査役 | 山 本 昭 彦 | |

- (注) 1. 取締役相澤賢二氏は、商法第188条第2項第7号の2に定める社外取締役であります。
2. 監査役細野泰司、細野保及び山本昭彦の各氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(10) 取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

| 区 分 | 取 締 役 | | 監 査 役 | | 計 | |
|------------------|----------|---------------|----------|-------------|----------|---------------|
| | 支給 人数 | 支給額 | 支給 人数 | 支給額 | 支給 人数 | 支給額 |
| 株主総会決議 に基づく報酬 | 5名 | 千円 131,796 | 4名 | 千円 4,200 | 9名 | 千円 135,996 |

- (注) 1. 平成元年6月28日開催の第17回定時総会決議により取締役の報酬限度額(月額)は23,000千円、監査役の報酬限度額(月額)は2,000千円となっております。
2. 上記には使用人兼務取締役の使用人給与相当額9,600千円を含んでおります。

- ・ 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実特に記載すべき事項はありません。

(注) 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成16年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|------------|--------------|---------------|-------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 〔流動資産〕 | 〔10,038,473〕 | 〔流動負債〕 | 〔2,004,880〕 |
| 現金及び預金 | 400,594 | 支払手形 | 63,842 |
| 受取手形 | 400,502 | 買掛金 | 582,734 |
| 売掛金 | 504,138 | 未払金 | 150,292 |
| クレジット未収入金 | 5,769,286 | 未払法人税等 | 628,931 |
| 有価証券 | 200,176 | 未払消費税等 | 45,723 |
| 商 品 | 2,357,774 | 未払費用 | 75,642 |
| 原 材 料 | 34,043 | 前 受 金 | 140,587 |
| 仕 掛 品 | 13,171 | 預 り 金 | 96,629 |
| 貯 蔵 品 | 12,703 | 前 受 収 益 | 17,018 |
| 前払費用 | 70,861 | 賞与引当金 | 173,800 |
| 繰延税金資産 | 127,170 | その他流動負債 | 29,678 |
| その他流動資産 | 149,397 | | |
| 貸倒引当金 | 1,350 | 〔固定負債〕 | 〔556,051〕 |
| 〔固定資産〕 | 〔11,722,779〕 | 退職給付引当金 | 145,721 |
| (有形固定資産) | (9,163,244) | 役員退職慰労引当金 | 354,950 |
| 建 物 | 1,814,119 | 受入保証金 | 55,380 |
| 構 築 物 | 390,370 | | |
| 機 械 装 置 | 58,309 | 負 債 合 計 | 2,560,931 |
| 車 両 運 搬 具 | 18,329 | | |
| 工具・器具・備品 | 54,818 | 資 本 の 部 | |
| 土 地 | 6,797,671 | 〔資本金〕 | 〔5,666,631〕 |
| 建設仮勘定 | 29,625 | 〔資本剰余金〕 | 〔5,784,568〕 |
| (無形固定資産) | (34,149) | 資本準備金 | 5,784,568 |
| 電話加入権 | 15,121 | 〔利益剰余金〕 | 〔7,505,878〕 |
| ソフトウェア | 19,028 | 利益準備金 | 193,690 |
| (投資その他の資産) | (2,525,385) | 任意積立金 | 40,500 |
| 投資有価証券 | 1,269,851 | 配当平均積立金 | 2,000 |
| 子会社株式 | 421,800 | 別途積立金 | 38,500 |
| 出 資 金 | 1,120 | 当期末処分利益 | 7,271,687 |
| 長期前払費用 | 94,856 | 〔株式等評価差額金〕 | 〔341,615〕 |
| 繰延税金資産 | 151,139 | 〔自己株式〕 | 〔98,372〕 |
| 敷金・保証金 | 576,703 | | |
| 保険積立金 | 9,914 | 資 本 合 計 | 19,200,321 |
| | | | |
| 資 産 合 計 | 21,761,253 | 負 債 ・ 資 本 合 計 | 21,761,253 |

損 益 計 算 書

(平成15年4月1日から
平成16年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|----------------------------|----------------------------|-------------------------|------------|
| 経 常 損 益 の 部 | 営 業 収 益 | | 22,345,293 |
| | 売 上 高 | | |
| | 営 業 費 用 | | |
| | 売 上 原 価 販売費及び一般管理費 | 17,591,895 3,525,051 | 21,116,947 |
| | 営 業 利 益 | | 1,228,345 |
| 損 益 の 部 | 営 業 外 収 益 | | |
| | 受 取 利 息 配 当 金 | 85,382 | |
| | 受 取 地 代 家 賃 | 281,991 | |
| | 雑 収 入 | 48,099 | 415,474 |
| | 営 業 外 費 用 | | |
| | 支 払 利 息 | 2,564 | |
| | 賃 貸 資 産 減 価 償 却 費 雑 損 失 | 78,209 1,973 | 82,747 |
| | 経 常 利 益 | | 1,561,072 |
| 特 別 損 益 の 部 | 特 別 利 益 | | |
| | 貸 倒 引 当 金 戻 入 益 | 5,450 | |
| | 固 定 資 産 売 却 益 | 3,419 | |
| | 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 24,372 | 33,242 |
| | 特 別 損 失 | | |
| | 固 定 資 産 除 却 損 | 12,206 | 12,206 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | | 1,582,108 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 618,508 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | 156,108 | 774,616 |
| 当 期 純 利 益 | | | 807,491 |
| 前 期 繰 越 利 益 | | | 6,557,783 |
| 中 間 配 当 金 | | | 93,587 |
| 当 期 未 処 分 利 益 | | | 7,271,687 |

注 記 事 項

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により
処理し、売却原価は移動平均法によ
り算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

イ. 新 車

個別法による原価法

ロ. 中古車

個別法による低価法

原 材 料

移動平均法による原価法

仕 掛 品

個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取
得した建物(附属設備を除く)につ
いては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであ
ります。

建物 2年～50年

構築物 3年～40年

無形固定資産

社内における利用可能期間(5年)
による定額法

(ソフトウェア)

(4) 重要な引当金の計上方法

貸倒引当金

期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ
いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については
個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当
額を引当計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債
務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存
勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それ
ぞれ発生の翌営業年度から損益計上しております。

役員退職慰労引当金(商法施行規則第43条の引当金)

役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給
額を引当計上しております。

なお、平成11年7月に役員退職慰労金規程を改定し、改定後
の期間に対応する役員退職慰労金は支払わないことになりました。
この改定により改定時の役員に対する役員退職慰労引当金は、
平成11年6月末現在の役員退職慰労金要支給見込額をもって
最終残高としており、平成11年7月以降対応分については引
当計上を行っておりません。

- (5) その他の重要な会計方針
 リース取引の処理方法
 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 消費税等の会計処理
 税抜方式を採用しております。
 当期から改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類等を作成しております。

2. 貸借対照表関係

- (1) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (2) 子会社に対する債権・債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 48,016千円 |
| 短期金銭債務 | 29,841千円 |
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 3,098,913千円
- (4) 担保に供している資産
- | | | |
|---|---|-----------|
| 建 | 物 | 32,947千円 |
| 土 | 地 | 231,000千円 |
- (5) 偶発債務
 子会社（東名横浜クライスラー株式会社及び株式会社シュテルン世田谷）の金融機関からの借入金に対する債務保証及び販売代理店契約に基づく債務保証
 1,856,217千円
- (6) リース契約により使用する重要な固定資産
 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器等については、リース契約により使用しております。
- (7) 商法施行規則第124条第3号に規定する配当制限額
 資産の時価評価により増加した純資産額 341,615千円

3. 損益計算書関係

(1) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 子会社との取引高

| | |
|------------|-----------|
| 子会社に対する売上高 | 765,932千円 |
| 子会社からの仕入高 | 287,257千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 275,972千円 |

(3) 1株当たり当期純利益

77円36銭

4. 税効果会計

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

| | |
|-------|----------|
| 未払事業税 | 43,260千円 |
| 賞与引当金 | 70,389千円 |
| その他 | 13,521千円 |

繰延税金資産（流動）小計 127,170千円

固定資産

| | |
|-----------|-----------|
| 役員退職慰労引当金 | 143,754千円 |
| 投資有価証券評価損 | 163,482千円 |
| 退職給付引当金 | 59,017千円 |
| その他 | 17,413千円 |

繰延税金資産（固定）小計 383,667千円

固定負債

株式等評価差額金 232,527千円

繰延税金負債（固定）小計 232,527千円

繰延税金資産（固定）の純額 151,139千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率 42.0%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 0.1%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目 1.2%

住民税均等割等 0.7%

留保金課税 7.0%

その他 0.4%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 49.0%

5. 退職給付会計

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、当社と当社の連結子会社 2 社で構成する適格退職年金制度に加入しております。

なお、当社は、東京自動車サービス厚生年金基金に加入しておりますが、当該厚生年金基金制度は、退職給付会計実務指針33項の例外処理を行う制度であります。同基金の年金資産残高のうち、当社の掛金拠出割合に基づく期末の年金資産残高は965,868千円であります。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成16年3月31日現在）

| | |
|-------------|-----------|
| 退職給付債務 | 455,491千円 |
| 年金資産 | 255,734千円 |
| <hr/> | |
| 未積立退職給付債務 | 199,757千円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 54,035千円 |
| <hr/> | |
| 退職給付引当金 | 145,721千円 |

(3) 退職給付費用に関する事項

（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）

| | |
|----------------|-----------|
| 勤務費用 | 50,010千円 |
| 利息費用 | 9,762千円 |
| 期待運用収益 | 2,299千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 11,361千円 |
| 厚生年金基金への掛金拠出額 | 61,696千円 |
| 出向者退職金出向先負担額 | 15,818千円 |
| <hr/> | |
| 退職給付費用 | 114,711千円 |

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）

| | |
|----------------|--------|
| 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| 割引率 | 2.0% |
| 期待運用収益率 | 1.0% |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |

利 益 処 分

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------------------|---------------|
| 当 期 未 処 分 利 益 | 7,271,687,377 |
| これを次のとおり処分いたします。 | |
| 利 益 配 当 金 (1株につき9円) | 93,586,680 |
| 次 期 繰 越 利 益 | 7,178,100,697 |

(注) 平成15年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対して、平成15年12月10日に1株につき9円、総額93,587,904円の間配当を実施しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成16年5月18日

株式会社 ケーユー
取締役会 御中

監査法人トーマツ

代表社員 公認会計士 近藤 安正 ⑩
関与社員

関与社員 公認会計士 北方 宏樹 ⑩

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ケーユーの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第32期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

株式会社 ケーユー
取締役社長 井上 恵博 殿

当監査役会は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第32期営業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等に関しましては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役との会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成16年5月20日

株式会社 ケーユー 監査役会

常勤監査役 矢部 迪 男 (印)

監査役 細野 泰 司 (印)

監査役 細野 保 (印)

監査役 山本 昭彦 (印)

- (注) 監査役 細野泰司、細野保及び山本昭彦は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株 主 メ モ

| | |
|-------------------------------|---|
| 決 算 期 | 3月31日 |
| 定時株主総会 | 6月 |
| 基 準 日 | 3月31日 その他必要あるときはあらかじめ公告して定める一定の日 |
| 配当金受領 株主確定日 | 3月31日（中間配当を行うときは9月30日） |
| 名義書換代理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱信託銀行株式会社 |
| 同事務取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 同事務取扱所 （郵便物送付先） （お問合せ先） | 〒171-8508 東京都豊島区西池袋一丁目7番7号 三菱信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-707-696（フリーダイヤル） |
| 同 取 次 所 | 三菱信託銀行株式会社 全国各支店 |
| 公 告 の 方 法 | 東京都において発行する日本経済新聞 貸借対照表及び損益計算書掲載のホームページアドレス http://www.keiyu.co.jp/ir/koukoku.html |

KE//YU